

## 2018年度上半期(4~9月)福祉車両の販売台数

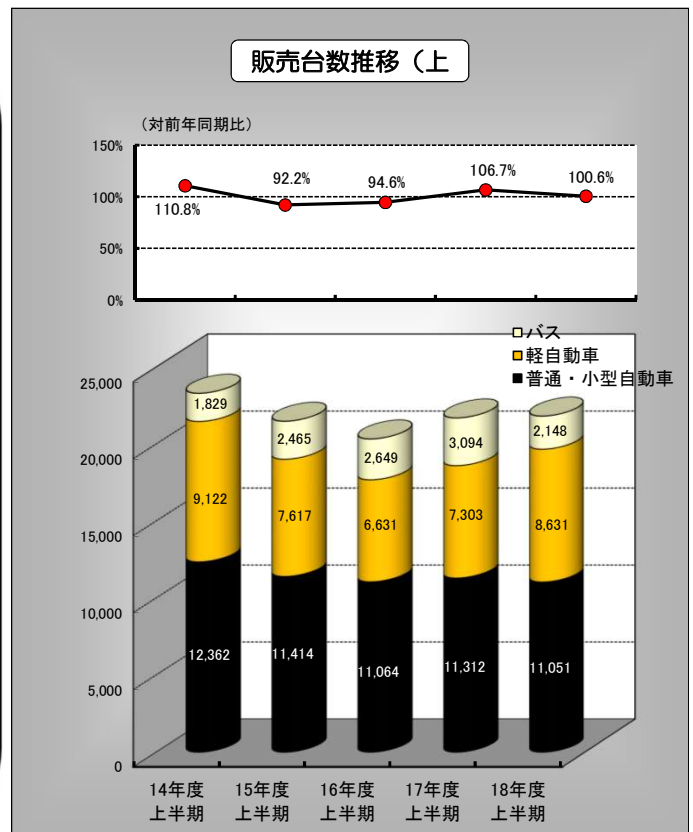
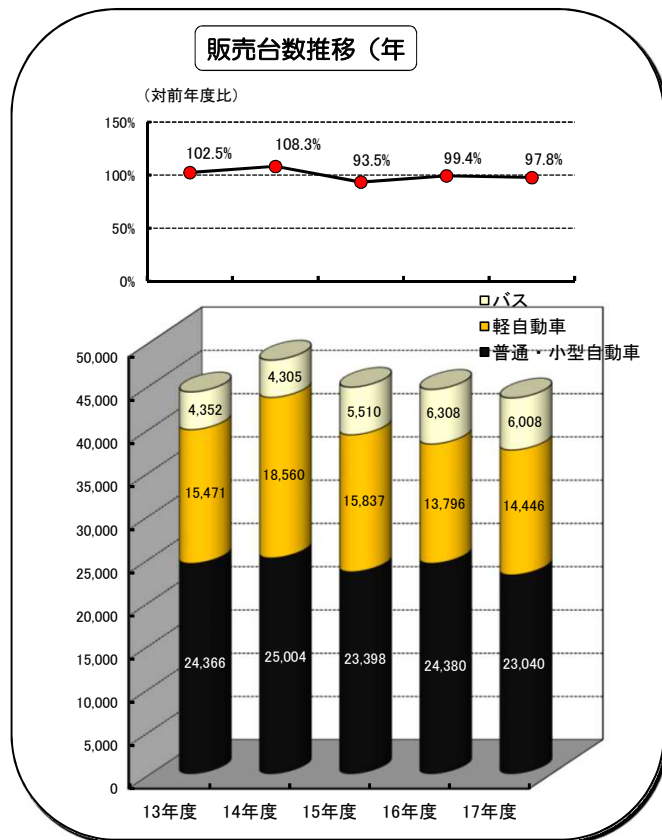
【総括表】

単位：台

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	区分	14年度 上半期	15年度 上半期	16年度 上半期	17年度 上半期	18年度 上半期
<b>普通・小型自動車</b>	<b>24,366</b>	<b>25,004</b>	<b>23,398</b>	<b>24,380</b>	<b>23,040</b>	<b>普通・小型自動車</b>	<b>12,362</b>	<b>11,414</b>	<b>11,064</b>	<b>11,312</b>	<b>11,051</b>
(前年度比)	(97.0%)	(102.6%)	(93.6%)	(104.2%)	(94.5%)	(前年度比)	(103.8%)	(92.3%)	(96.9%)	(102.2%)	(97.7%)
車いす移動車	13,196	14,013	13,525	14,493	14,455	車いす移動車	6,616	6,249	6,367	7,098	6,753
昇降シート車*1	10,209	10,065	7,454	6,217	5,451	昇降シート車*1	5,243	4,079	2,817	2,648	3,046
回転シート車	-	-	1,552	2,838	2,245	回転シート車	-	650	1,505	1,140	850
運転補助装置付車	471	552	427	370	264	運転補助装置付車	308	221	169	125	75
送迎車*2	490	374	440	462	625	送迎車*2	195	215	206	301	327
<b>軽自動車</b>	<b>15,471</b>	<b>18,560</b>	<b>15,837</b>	<b>13,796</b>	<b>14,446</b>	<b>軽自動車</b>	<b>9,122</b>	<b>7,617</b>	<b>6,631</b>	<b>7,303</b>	<b>8,631</b>
(前年度比)	(110.2%)	(120.0%)	(85.3%)	(87.1%)	(104.7%)	(前年度比)	(125.6%)	(83.5%)	(87.1%)	(110.1%)	(118.2%)
車いす移動車	12,954	14,487	12,705	11,112	11,444	車いす移動車	7,171	5,988	5,361	5,891	7,194
昇降シート車*1	2,474	4,055	2,848	2,491	2,748	昇降シート車*1	1,939	1,482	1,179	1,285	1,317
回転シート車	-	-	273	193	254	回転シート車	-	140	91	127	120
運転補助装置付車	43	18	11	0	0	運転補助装置付車	12	7	0	0	0
その他	0	0	0	-	-	その他	0	0	-	-	-
<b>バス</b>	<b>4,352</b>	<b>4,305</b>	<b>5,510</b>	<b>6,308</b>	<b>6,008</b>	<b>バス</b>	<b>1,829</b>	<b>2,465</b>	<b>2,649</b>	<b>3,094</b>	<b>2,148</b>
(前年度比)	(109.9%)	(98.9%)	(128.0%)	(114.5%)	(95.2%)	(前年度比)	(97.1%)	(134.8%)	(107.5%)	(116.8%)	(69.4%)
<b>総計</b>	<b>44,189</b>	<b>47,869</b>	<b>44,745</b>	<b>44,484</b>	<b>43,494</b>	<b>総計</b>	<b>23,313</b>	<b>21,496</b>	<b>20,344</b>	<b>21,709</b>	<b>21,830</b>
(前年度比)	(102.5%)	(108.3%)	(93.5%)	(99.4%)	(97.8%)	(前年度比)	(110.8%)	(92.2%)	(94.6%)	(106.7%)	(100.6%)

\*1：2015年度集計より、昇降シート車と回転シート車を分けて集計。2014年度までは昇降シート車実績に回転シート車の実績を含む。

\*2：2016年度集計より、実態に即して、普通・小型自動車「その他」は「送迎車」とし、数値計上実績がない軽自動車の「その他」は削除とした。



注)

1. 自工会会員メーカーとして把握できる販売台数を集計したもので、ユーザーが直接架装メーカーに持ち込み改造したものは集計されていない。  
※「運転補助装置付車」の市場は、自工会会員メーカーとして把握できていない架装メーカー扱いのものを含めると年間5千台程度と推定される。
2. 車種区分は、自工会にて福祉車両としての装備を基準に分類したため、道路運送車両法の区分とは異なる。  
(1)「バス」：マイクロバスを含む。  
(2)「小型車」：乗用車と商用車(バンタイプ)を含む。
- (3)2015年度集計より、昇降シート車と回転シート車を分けて集計。2014年度までは昇降シート車実績に回転シート車の実績を含む。
- (4)2016年度集計より、実態に即して、普通・小型自動車の「その他」は「送迎車」とし、数値計上実績がない軽自動車の「その他」は削除とした。